

## 日本の近世社会の特質と史料——和泉市における合同調査の経験を中心に——

塚田 孝

## はじめに——戦後の史料調査

膨大な村方史料・町方史料を残してきた日本の近世社会は、世界的に見ても稀有な事例と言えよう。さらには、村方史料・町方史料に限らず、さまざまな仲間組織も豊富な史料を残してきたことも注目すべきであろう。報告者が主たる研究テーマの一つとしている非人身分（乞食・貧人）の集団は、自らが救済の対象であるが、都市大坂では四ヶ所の垣外仲間を形成し、自らの豊富な史料を残している。ヨーロッパやアジア諸地域の社会的救済をめぐる国際交流の機会においても、救済の対象として史料に表れることはあっても、自分たち自身で史料を残すことは聞いたことがないと、驚きの反応を受けることをしばしば経験している。

こうした豊富な史料が残されたのは、日本近世社会のあり方・特質と密接な関係を持っている。一六世紀末から一七世紀初頭にかけての幕藩体制の成立は、村と家を基礎とする伝統社会の形成と表裏の関係

にあり、こうした家と村を基礎とする伝統社会は二〇世紀後半の高度成長期まで社会的に意味を持ち続けた。一方、日本近世は全国に多数の城下町を産み出し、人口数十万から百万人に及び、三都とも称せられる江戸・大坂・京都のような巨大都市を産み出した都市の時代でもあった。そうした都市の住民生活の基礎単位には、道を挟んだ両側の街区の家持たちの共同組織たる「町」が位置づいていた。幕藩領主の下、このような「村」と「町」は公権を重層的に分有して、<sup>①</sup>多様な史料を生み出し、残してきたのである。

もっとも、こうした村方史料・町方史料が歴史研究の中心に据えられるのは、第二次世界大戦後のことと言って良い。戦前にも、村方史料・町方史料を用いた先駆的な地域史の成果が見られるが、政治史や外交史が一貫して主流だった戦前の歴史学においては、幕藩領主など支配層の残した史料に特権的な位置が与えられていたと言えよう。

戦後の農地改革で近世以来の系譜を持つ旧家が存続の危機に瀕すること、村方史料が湮滅するのではないかという危惧から、一九四六

年から土地制度史料調査委員会（農林省）と農漁村史料調査委員会（日本学術振興会）による史料調査・収集が開始される。一九四八年から近世庶民史料調査委員会（学術会議の特別委員会）によって五年にわたる全国的な史料調査が実施されるとともに、一九五一年に文部省史料館（現在は国文学研究資料館に吸収）が設置される。また戦後には、歴史を被支配民衆の立場から捉える重要性が自覚され、多くの若い歴史研究者たちが農村の旧家を訪ねて史料を調査し、それをういて多くの研究論文が発表された。

こうした活動は、歴史研究者が史料の重要性を自覚することを促し、現在に至る史料調査・保存の基盤を形成している。しかし、その段階では史料残存の現状を記録し、そうした現状に即した史料整理を行うという点では限界を持っていた。一九七〇～八〇年代以降、現状記録方式の史料調査が提唱され、多くのところで実践されてきた。この間、大阪市立大学の日本史研究室では、和泉市史の取組みと共同して二〇回に及ぶ「地域の歴史的総合調査」（合同調査）を実施してきた。以下では、現状記録方式の史料調査を含む総合調査の経緯を紹介してみたい。

### 一 村方文書と町方文書

村方文書・町方文書が豊富に残される前提には、それらが大量に作成されることが不可欠である。それについて、報告者の身近な事例から紹介しておきたい。

#### （1）村方文書

日本近世には、在方の基礎単位をなす村が六万近く存在していた。地域により存在形態は多様であったが、おおよその目安としては、家数数十軒、村高三～四〇〇石というところであろう。これらの村は庄屋・年寄らの村役人を中心に自律的に運営され、領主支配の下で年貢の村請制を機能させていた。

近世の村の成立において基礎をなした太閤検地は、個々の百姓の土地所持を確定させたが、村単位に作成された検地帳は個々の百姓の土地所持を確認するとともに、村高を確定させた。毎年作成される宗門人別帳は村単位の戸籍の意味を持った。村請制のシステムでは、毎年秋に領主役人から庄屋・年寄・惣百姓宛に年貢の納入命令書（年貢免状）が出され、村内での各人への割付け作業がおこなわれ（免割帳の作成）、年貢がすべて上納されると領主から村へ皆済状（皆済目録）が出されて完了する。様々な出願に当たっては願書が作成されるが、そうした願書や、領主から出された御触書などを記録する御用留が作成された。また、個人間の土地の売買証文や借銀証文なども村役人の奥印が必要であった。

こうして近世の村では、多様な村方文書が作成され、庄屋家などに残された。その際、公私の未分離な近世身分社会では、村方文書と家文書が一緒に残されたが、庄屋が交替することもあり、その際に両者は区別して整理されていることが窺えることがある。

**黒鳥辻村**<sup>3)</sup> 和泉国泉郡の黒鳥辻村（現和泉市）では、元禄九～一〇

(一六九六〜七)年に村方騒動が起こり、近世初期からの庄屋家の太郎右衛門が罷めさせられた。その後、宝永六(一七〇九)年までには甚太夫が庄屋となる。新旧庄屋家間で検地帳の扱いで悶着が起こり、その後には正徳五(一七二五)年に文書の引継ぎが行われたことを示す受取書が残されている(庄屋甚太夫から前庄屋太郎左衛門宛)。ここに記されたのは引き継がれた史料の一部であるが、年貢免状が多く含まれ、また村落間の争論の解決の証文(濟口証文)などがある。この後、享保一七(一七三二)年に黒川武右衛門家に庄屋が交替し、再度文書の引継ぎが行われる。一八世紀中期から一九世紀初頭にかけて黒川家は村内で圧倒的な政治的経済的なヘゲモニーを持っていたが、領主(伯太藩)への融資や村借りの焦げ付きで庄屋の交代を余儀なくされ、文政五(一八二二)年に浅井市右衛門家が庄屋に就任する。

和泉市史編さん事業は一九九七年に開始されるが、その前提となる黒鳥村の古文書調査が報告者(塚田)を中心に近世史メンバーによって一九九四年から行われた。そこで文政五年以降庄屋を勤めた浅井家(当時の当主竹氏)を訪問して、史料調査をお願いし、蔵に所蔵されていた文書筆筒を発見することになった。この筆筒には外側の扉正面に「御大切書類 黒鳥村」との張り紙がされていた。ここに示されているように、これは浅井家個人のものではなく、「黒鳥村」の重要書類だという認識があったことがわかる。この筆筒には、扉の中に引出が五つあった。それぞれに番号をつけ、目録を取ったが、総点数は二四五一点であった。

引出の中には一括史料を袋に入れて整理されているものが多数残されていた。例えば安永七(一七七八)年一二月の袋には、「堺御番所様御貸付一件/泉州泉郡黒鳥村/庄屋黒川武右衛門」(筆筒2-55)とあり、他にも安永五(一七七六)年「靴御引当テ銀御貸附銀証文入」(筆筒2-16-3-1)、寛政九(一七九七)年「かうかうす井堰立会黒鳥村/観音寺村小井堰争論一件之書物入」(筆筒2-12)なども含めて、これらは何れも黒川武右衛門が庄屋であった時に整理され、それが浅井家に引き継がれたものである。さらに浅井家には、一七世紀の庄屋太郎右衛門家が庄屋の時期や一八世紀初頭の甚太夫家が庄屋の時期の文書も多数残されており、庄屋家の交替に際しても、村方文書が引き継がれてきたことがわかる。但し、これは自然なシステムとして行われたのではなく、村方騒動と新旧庄屋間の厳しい緊張関係の中で実現していたことも注意しておく必要がある。

**万町村**<sup>④</sup> 同じく泉郡万町村(現和泉市)は、一七世紀の後半(延宝二〜六「一六七四〜七八」年)に国学者契沖が滞在して万葉仮名の研究にそしんだ村として著名であるが、それをサポートしたのが、同村の庄屋伏屋長左衛門重賢である。伏屋家はこの地域では突出した経済力をもち、代々万町村の庄屋を世襲しただけでなく、村むらの惣代庄屋を勤めるなど、この地域きつての有力者であった。契沖を自家に滞在させた伏屋重賢は、堺を拠点とする泉州の俳壇の中心的なメンバーであり、文化活動でも顕著な事績を残した人物であった。

その三代後の伏屋長左衛門政芳は一八世紀末から一九世紀初頭にか

けて、万町村と伏屋家の歴史をまとめた「俗邑録」一・二巻を執筆した。さらにその子長左衛門楠芳と孫長左衛門磯芳によって、幕末まで「俗邑録」三巻が書き継がれた。「俗邑録」はもつとも古い記事は大永三（一五三三）年に遡り、幕末の文久二（一八六二）年までの記事を収める。明治以降、伏屋家は万町村を離れ、同家に残されてきた史料は散逸してしまった。しかし、「俗邑録」は、同家に所蔵されていた古文書や万町村の宮座の史料などを、政芳らが詳細に調べ、また考証を加えて、万町村と伏屋家の歴史をまとめている。そこに引用された文書史料から伏屋家には豊富な史料が存在していたことが確認できる。

そこには、貞享三（一六八六）年に、それまで本座と南座に分かれていた宮座を今後「一所」にすることにした際の取決めが収録されており、また寛政一二（一八〇〇）年には、座の書類を入れてきた座箱がいったいになり、もう一つ座箱を作った際の経緯なども記されている。そこには、これまでの重要書類は一つ目の箱にカギをかけて収蔵し、時どきに参照するものは二つ目の箱に入れて管理することなどが記されている。これは政芳が自家の史料だけでなく、座箱の史料なども調べて「俗邑録」にまとめていることを示している。

二〇一七年六月、万町の弘法寺と天受院（小寺）で仏像調査が行われた。六月一日に調査が行われた小寺の戸棚から、二つの木箱が発見された。これは、まさに「俗邑録」に記された寛政一二年に作られた座箱であった。そこには、一七世紀のものも含めて多数の史料が入っていたが、その中に表紙に「寛政十二庚申年閉 座方歳順書 并見合

心覚之類書加え置」と記された帳面が含まれていた。座箱を新調した際に旧来の書類を一つ目の座箱にカギをかけて収納し、日常的にはこれを参照すればいいように座の史料から抜き書きしたものであった。そこには、「俗邑録」に記された貞享三年の座の取決めもほぼ同じ内容で記録されている。おそらく、この帳面を作成したのも伏屋長左衛門政芳だと思われる。こうした座の記録の調査も「俗邑録」編さんに活かされたのである。

現在、万町では「順人衆<sup>5)</sup>」という言葉は年配者に記憶されているが、座自体はすでに活動していない。そのため、この座箱も近年では小寺の戸棚にしまわれたままとなっていた。しかし、近世の村政が終了し、伏屋家が村外に出た後も、宮座は継続され、座箱も持ち伝えられてきたのである。ここに収納された史料の調査は、まだ行われていない。二〇一七年の秋九月に実施する第二一回の合同調査で現状記録と目録作成を行う予定である。<sup>6)</sup>

以上、近世の村において史料が大量に作成され、現在に至るまで豊富に残されてきている実態を、和泉地域の黒鳥村と万町村の事例をもとに紹介した。

## （2）町方文書

大坂三郷（北組・南組・天満組）には一八世紀半ばで六二〇町があった。<sup>7)</sup>江戸時代の「町」は、現在のような単なる住居表示とは異なり、家持Ⅱ町人を正規の構成員とする共同組織・団体であり、都市の住民生活の基礎単位として重要な位置を占めていた。家持は、道を挟む両

側の家屋敷の所持者である。その内には借屋も多くあったが、そこに居住する借屋人は正式の町人とは見做されなかった。町人の代表者たる町年寄を中心に、家持の当番である月行司二人ずつが町運営にあたったが、給分をもらって雇用された町代が町運営の実務を担うことが一般的だった。町人たちが寄合を行い、町代らが執務する場として町内会所が設けられることも広く見られた。

都地域の土地台帳である水帳は町毎に作られた。村と同じく毎年作られる宗門人別帳も町毎に作られ、キリシタン・博奕・遊女商売に携わる者が町内にいないことを毎月確認する宗旨巻も作られた。町触が写され、それに対する請書を提出したり、また諸願書・訴状が作成されたりしたが、それらが御用留に記録されることも村と同様であった。また、町内運営のための規約（町法）である町式目や町内申合書なども多くの町で残されている。

こうした町法の中には、町内の文書の管理に関する規定を持っているところもある。それを紹介しておく。

**尼崎町二丁目** 北船場の西側に位置する尼崎町二丁目は両替商などが営業する繁華な地域である。宝暦一一（一七六一）年九月に尼崎町二丁目の年寄荒物屋六左衛門、月行司肥前屋卯兵衛・松屋文吉と町内居住の町人鴻池屋又四郎ほか一名が相談して「丁内規矩書」を取り決めた。<sup>8</sup> ここには他国居住・他町居住の家持は（その代理の家守も）相談に加えてもらえなかった。同町では、居付家持による町運営が行われていたのであるが、これはどこの町でも同じというわけではない。

この「丁内規矩書」では、文書や帳面の管理に関して、文書類を二グループに分けて、次のように規定している。

#### 第一グループ…

「新（宗旨）巻式冊」（小箱入り）「家持借屋人別帳」「水帳并絵図」

「古（宗旨）巻之分」「宗旨寺方印鑑」「宗旨御改帳」

「親類請合証文」「年寄替諸書物」「大道置土書物」

「朝鮮人来朝御触書」「御老中様御着二付自身番諸用帳」

「御触書町中え申渡丁人印形帳」「家売買并家質証文割印押切帳」

「橋掛り一件書物不残」

これらの文書・帳面の名前を挙げて、「右之書物一々大切之品ニ候故、手廻之為箱入、平生会所ニ差置候上八年寄并丁代可致支配事」（これはそれぞれ重要な書類なので、非常のときに備えて箱に入れ、通常は会所において年寄と町代が管理すること）とあり、但し書で、火事の際、町代は万事を投げ打って、この「書物箱」を持ち出すべきことを規定している。

#### 第二グループ…

「算用帳面」「月行司押切箱」「丁内規矩帳」「有銀帳并溜銀帳」

「丁代え申渡置候勤方一件之帳」「水帳絵図写」

これらの文書・帳面の名前を挙げて、「右八月行司方ニ預り置、毎月六日判形之節、於会所二次々月行司え相改、取渡可申事」（これらの書類は月行司のもとに預かっておき、毎月六日に宗旨巻へ印判を押す際に、翌月の月行司にチェックの上で引き渡すこと）とある。

第一グループは、重要書類として最優先で保護するべきものとさ

れ、箱に入れていつでも持ち出すことができるようにされている。その責任は町年寄と町代にあったのである。これらの書類は重要であるが、日常的には使われないものである。

第二グループは、毎月の月行司から次の月行司に引き渡されるもの、つまり、日常的な業務に必要な書類なのである。家屋敷の管理に不可欠な水帳・絵図は、原本を第一グループの箱に入れておき、日常的には写しを用いていたことも分かる。

これらの規定から、尼崎町二丁目において、どのような文書・帳面が作成され、どのように管理されていたかが分かる。

**道修町三丁目** 薬種中買仲間（薬種中買二四株の株仲間）は、仲間規約で道修町一丁目から三丁目に居住することを規定しており、道修町三丁目は薬種中買商が多く居住する町であった。文政七（一八二四）年閏八月に、道修町三丁目の年寄紙屋忠助ほか家持二五名（家守四人を含む）が町内運営のために三七ヶ条に及ぶ「申合書」（大阪府立中之島図書館蔵）を取り決めた。その最後の箇条には、次のようにある。

一、町内諸書物類并会所諸道具等、夫々相調、帳面ニ控置申候、右帳面年番方ニ預り置申候事、（町内の「諸書物類」や会所の諸道具などは、帳面に書き記し、その帳面は年番方に預かること。）

町内で作成された多くの「諸書物」（文書・帳面）などは町内会所において保管され、諸道具とともにそのリストを記した帳面が作成されたのである。そして、この帳面自体は「年番」（その年度の会計監査役）が保管するという管理システムが取られたのであった。道修町三丁目

においては、尼崎町二丁目のような町法自体に文書・帳面のリストが記されていないが、町内会所で厳密な管理が行われていたことは共通である。

現在、道修町三丁目の史料は、大阪府立中之島図書館に大量に所蔵されている。そこには一七世紀後半からの宗門人別帳や宗旨巻なども含まれ、触留や御用宿関係の史料も数多く残されている。それは、この箇条に記されたような管理システムの下で伝えられてきたものなのであった。

尼崎町二丁目と道修町三丁目の町法の規定に窺えるように、大坂の町は町人たちによる自律的な運営が行われる共同組織であり、町法と寄合（会議）に基づいて運営された。彼らは共有（財産）の会所屋敷を持ち、多数作られた文書・帳面などは、町会所で管理・保存されていた。ここには、膨大な歴史史料を残した江戸時代の社会の特質が示されている。

**【補説】道頓堀垣外** 報告者は、これまで近世大坂の非人集団の存在形態とその歴史展開を研究テーマの一つとしてきた。大坂には、天王寺・鳶田・道頓堀・天満の四ヶ所に垣外と呼ばれる集住地があり、彼らは垣外仲間と呼ばれていた。天王寺垣外については、垣外の長史のところで作成された文書が大量に残されている<sup>9)</sup>。また、道頓堀垣外については、垣外の土地が含まれていた難波村の庄屋家（氏原家）に残された史料から江戸時代に編集された一件史料のなかに、「非人垣外一件」三冊が含まれている<sup>10)</sup>。これらは、近代初期に戸長となった成舞家に

引き継がれ、現在に至っている。成舞家文書は大阪城天守閣（博物館施設）に寄託されているが、近世大坂研究会で撮影・調査を行っている。

難波村では、近世初期からの膨大な文書が蓄積されていたが、近世後末期にそれを全面的に調べて、「非人垣外一件」「髪結床一件」「浄土宗法善寺一件」などのテーマごとに年月日順に編集された簿冊が大量に残されている。これらからは、難波村でも大量の文書・帳面が作成・保存されていたことがわかる。また、それらすべてを調査する近世後期の庄屋家の文化的な能力は驚くべきものがある。

その中に含まれる「非人垣外一件」には、道頓堀垣外の長吏・小頭らが難波村庄屋など村役人に宛てて提出した文書や、代官に宛てた文書に村役人として奥印した文書などが大量に引用されている。それは、近世の非人集団が大量の史料を作成していたことを意味する。

## 二 合同調査と伝統社会

一九九六年に和泉市史編さん事業がスタートしたが、その取組みのなかで、重要な位置を占めたのが、一九九七年から始まった合同調査である<sup>1)</sup>。一九九四年から行われた黒鳥村文書の調査への関わりから、大阪市立大学の日本史学教室の教員がこぞって編さん委員となったが、これを活かした調査を実施したいと考えて始めたものである。二〇一六年度までに二〇回を重ねる中で、それは大阪市大日本史研究室と和泉市史の合同であるとともに、地域住民との合同の調査であるという認識が形成されていった。同時に、「和泉市の歴史」の構想を考

えるうえで大きな意味を持った。二〇一七年は九月に万町町会において二一回目の調査を予定している。

### (1) 合同調査とは

合同調査には、和泉市教育委員会の市史編さん室のメンバーと大阪市大の日本史の教員、学生・院生・OB/OGらが専門とする時代や分野を越えて、また世代を越えて数十人が参加する二泊三日の合宿という形で取り組んでいる。もちろん、毎年五月に実行委員会をスタートさせ、九月に調査を実施、翌年五月に発行される『市大日本史』に調査報告をまとめるまで、ほぼ一年をかけた取組みである。

合同調査は、毎年、町会の方々の協力を受けながら、基本的に一つの町会を対象に実施してきた。町会を単位に合同調査を行うのには理由がある。

和泉市域では、近世には六〇余りの村があった。明治維新を経て、近代の新しい地方行政制度の市制・町村制（二八八八〔明治二二〕年公布、翌年から施行）が実施される中で、新たに行政村が作られるが、江戸時代の村はその下での大字として生き残り、戦後の和泉市の町会につながってくる場合が多い。もちろん、新たな開発の結果、複数の町会に分かれたり、新しい町会が生まれたりしていて、一様ではない。しかし、江戸時代には社会の基礎単位として「村」があり、それが大字、そして町会につながるということは、長い歴史的視野から、また社会の基礎から地域を見ていくうえで重要だと考えたのである。

具体的には、調査を行う町会の協力のもと、近世・近代の家文書だ

けでなく、町会の史料、座や講の関係史料、寺社の史料、各種団体の史料など幅広い史料を調査対象とし、また、町会や水利組合、婦人会や年配の人たち、女性の目からの生活史の聞き取りを行うなど、近世の村からつながる町会単位での多面的な調査を行ってきた。水利や墓地調査、石造物の調査なども行い、その年の調査対象の地域の条件によって様々な試みを実施した。たとえば山間の小集落Ⅱ仏並町小川（二十数戸）では全戸を対象とした聞き取り調査を試みたこともある。

こうした取組みの中で、史料調査、聞き取り、現地を歩くフィールドワークが調査の中核として定着するとともに、対象地域の特徴に応じた工夫を重ねていくことになったのである。史料調査においては、先に触れた史料の残存状況を記録し、残された史料のまとまりと順序に従ってリスト（目録）を作成する現状記録方式を採用していることは言うまでもない。

合同調査の特徴の一つは、町会に依拠した調査だという点にある。そのことによって、個人の家文書の史料調査では見えてこない局面、町会や座・講、あるいは水利組合の史料など、近世の村からつながる町会単位での多面的な史料を視野に入れることが可能になったのである。もう一つは、近世、近代などの時代ごとに調査対象を分断することなく、地域で構築されてきた人々の生活の軌跡を連続的に（変化も含めて）見ていくという視点である。この点については、多くの地区で見られた座がとりわけ注目される。近世から書き継がれた座の帳面が残されたところも多くあり、その中には現在まで座の行事が続いている

ところもある。座のあり方は、それ自体が近世から現在までの連続・変化を考えることを要請しているのである。また、翻って考えると、町会に即して多面的な調査を行うことで、こうした座への視座が拓かれたのであり、第一の点と第二の点は表裏の関係にあると言えよう。

## （2）合同調査と座、および伝統社会

毎回の合同調査については、大阪市立大学の市大日本史学会で毎年刊行する学術雑誌『市大日本史』に調査報告が掲載されている<sup>12</sup>。合同調査において窺えた座の一端を振り返り、いくつかの特徴と思われる点に触れておきたい。

言うまでもないことだが、第一には、和泉地域の村むらで広く座が営まれていたことが注目される。同時に、例えば、年寄衆の人数一つとっても、六人衆の村もあれば、十人衆の村もあり、そのあり様は一樣ではなかったのである。

第二には、江戸時代の座は、村の神社の宮座の性格を持つことが一般的であり、年寄衆の中から神主の役を勤めることが広く見られた。しかし、座儀の内容は複合的であり、修正会や大般若経転読など村寺の寺僧が関わることも広く見られた。春木川村のように、地蔵寺で年寄衆が地蔵講を営むこともあった。明治政府が強制した神仏分離以前は、神仏習合が当り前の時代だったのである。七月に子供を主体とする牛神祭りが行われる村も多く、多様な座儀の担い手が複合的に座内組織を形成していた。その中で年寄衆（年寄中）と並んで、重要な位置を占めるのが若衆（若者中）であった。



第三には、村政の組織と座の組織が不可分の関係にあることも多く見られた。万町村の長者家として座長上の伏屋家は同村の庄屋であったが、一八世紀後半には逆に「村儀」に関わる諸参会・諸振舞において、順人衆と組頭のどちらの座席を上にするかが問題になっている。

これは村役人としての立場と年齢階梯的な座の秩序が絡まっている一例である。

第四には、一七世紀中頃に開発された坂本新田でも、一八世紀半ばには座が作られていた点である<sup>13)</sup>。古くからの習俗に基づく宮座がない新田であっても、座の広がるこの地域のあり方に倣って座を形成したものと思われる。但し、ここでは複合的な座儀などは窺えず、座のメンバーシップに特化した組織であるように思われるが、それも新たに入植した百姓たちによる新田集落の特質を反映していると言えよう。また、新田の開発発請負人であり、庄屋でもある赤松家が、座レベルでは他の住民と同じ位置づけであったことも注目される点である。

次に、それぞれに固有の形を持つ座であるが、その全般的な趨勢について考えておこう。

それぞれの村の座は、おそらく何らかの形で中世以前からのつながりが見られるものが多いであろう（坂本新田など集落自体が近世にできたものもあるが）。黒鳥村は、一四世紀には安明寺を結集核とする五つの座（僧座・本座・南座・新座・弥座）を構成していたことがわかつている。但し、これが近世の黒鳥村とその内部の辻村・上村・坊村の三ヶ村という二重構成の村落構造にどうつながっていくかは不明である。

万町村でも戦国末期に座が存在していたことは間違いないが、貞享三年の取り決めによって、本座と南座が「一所」になり、近世の座の形ができあがるのである。万町村の村落構造自体が一七世紀を通じて形成されていったことの一環をなしていたものと思われる。

総じて、一七世紀には各村の村落構造が形成されていく様相が見られたが、座の秩序の形成もその一環をなしていたと思われる。

一八世紀末から一九世紀にかけて、和泉地域の村むらでも村落秩序の動揺が見られたが、その反映が儉約を標榜した村中申合せの形成であった。その際、村内の若者層の取締りが一つの焦点になった。座の儀礼的な中心には年寄衆が位置していたが、若者層は祭礼や盆踊りなどの中心的な担い手であった。また、彼らは往々にして、博奕に加わったり、他村の若者と喧嘩をしたりと、統制の主な対象なのであった。一九世紀には座儀の規定が多く残されているが、それにはこうしたことも背景にあるのではなからうか。

第一回の合同調査を行った小田村には、小田座所有文書（一老と蔵（会計）に伝えられた史料群）が残されていた<sup>14)</sup>。そこに含まれた「座儀規定」においては、一九世紀初めから、明治維新を挟んで、大正期初めころまで、繰り返しの経費節約・儉約を標榜した「座儀」の改訂が行われていた<sup>15)</sup>。大きな政治的変動である明治維新を挟んでいるにもかかわらず、繰り返しの改訂が行われても座儀の枠組みはほとんど変わっていない。このことは、地域社会、とりわけ〈村〉を捉えるうえで、政治社会レベルとは異なる生活世界レベルを村の生活のなかに見出し、両

者を統一的に把握することが不可欠なことを示していると言えよう。

同様のことは、近世から書き継がれた座衆の名前帳が明治維新を挟んでも、変わることなく書き継がれている多くの事例にも見てとれる。正徳五（一七一五）年から一九二五（大正一四）年までの座入り者が記録された「泉州郷庄今在家村座帳」はその一例である。また、肥子町には、弘化三（一八四六）年から一九一六（大正五）年まで書き継がれた「生子座入帳」と一九一七（大正六）年から一九六四（昭和三五）年までの「生子座入帳」が残されているが、これもその例である。肥子町に残る一八七一（明治四）年から連年の「修正月会人名之事」も、明治維新以前からの連続を想定するのが自然である。

しかし、二〇世紀初頭の大正期になると状況が変化してくる。その前提には社会の大きな変化があるが、より直接には、明治政府が、大字ごとに存在していた神社を、ほぼ行政村に一つの村社に合祀していく政策を取ったことがあった。これによつて、近世以来の宮座によつて運営されていた神社がなくなつてしまつたのである。伯太村（伯太町）の天神団は、一九一六（大正五）年に菅原神社（天神社Ⅱ下ノ宮）が伯太神社に合祀されたことに伴つて再編されたものであった。

春木川村（春木川町）で座株会が組織されたのもこの頃である。<sup>16</sup>春木川町には、「座株会所有史料」二八点が残され、そこには一九一三（大正二）年の座株会設立時の規則や、それ以降、調査当時までの入退が記された「座籍簿」などが含まれている。春木川村には、元文二（一七三三）年の本座と小座からなる座儀の規定が残つており、一八世紀前半に

は両座の五人衆が一緒になつて毎月地蔵講を行つていたことがわかる。これが、明治期の「上十人」によつて営まれる地蔵講につながる。さらに、村の共有財産に関わる「座株」の権利を本位とする座株会に改編される。これは、座所有の土地を処分して、売却益を郵便貯金としてその利息を配分するために、その権利を持つ座株の家を確定するためのものであった。

なお、座株会への改編以後も、実は座儀は並行して行われた。地蔵講（Ⅱ春木川村における年寄衆）の人数は一〇人から一八人へ、さらに調査当時は三〇人へと増やされ、以前は座入り順であったが、年齢順に加入するように改められていた。地蔵講は毎月二四日に行われるが、最大の行事は春秋の彼岸の祭りで、「えびすさん」の祭りにも参加する。

合同調査の聞き取りからも、近年座が存続の危機にあることが窺われた。その中には、近世から現在まで続いている座もあれば、三〇四〇年頃から実質を失い、あるいは取りやめたものなど、やはり一様ではない。その一方で、多くの座において高度成長以後の日本社会の変化の影響を受けざるを得なかつたことも明瞭に見て取れる。各町会の座の現状を見る時、座の共有財産を残しているところが持続性を強く持っていることも注目される（例えば、伯太町の天神団や肥子町の座講<sup>17</sup>）。同様に、管理・世話すべき神社（例えば、池田下村中村町会の中村八幡宮）や仏寺（例えば、小田町の善福寺大日堂）の存在であるとか、また（村の境界神たる）野神を祀るなどの行事（和気町や芦部町（今在家村）の担当者グループとしての「何人衆」への変容といったことなども）も継続性につ

ながっているように思われる。

### おわりに

戦国末期から一七世紀初頭にかけて、日本列島社会には「家」と「村」に基盤を置く伝統社会が成立するとともに、多くの都市が産み出され、住民生活の単位としての「町」が社会的基礎に据えられていく。そして、公権を分有する形で政治社会に位置づけられた「村」と「町」というあり方は、多様で大量な文書や帳面を産み出し、現在にまで豊富に残されることになった。一方で、村むらでは多様な形で座が営まれていた。

明治維新後の地方制度の改編によって、「村」と「町」は政治社会レベルでの公的な位置づけを失い、それによって文書・帳面が産出される条件が失われる。ここに明治維新という政治的な激変が地域社会に与える影響の大きさを見て取れる。しかし、座に即して見ると、明治維新という大きな変動にもかかわらず、座儀の枠組みはほとんど揺らぐことなく持続した。政治社会レベルの変動にもかかわらず、生活世界レベルでは強い持続性が働いていた。

もっとも「村」と座のあり方を見ると、一八世紀末から一九世紀初頭には「儉約」が課題として浮上している。それは、若者集団による奢侈的な行為や博奕の広がりなど秩序の攪乱と表裏の関係にあった。

二〇世紀初頭には、神社合祀などもあって、変容を遂げるが、二〇世紀後半の高度成長期までは、座は持続する。しかし、高度成長による

日本社会の激変によって座も最終的な解体を迎えつつあるのである。

総じて、日本列島の地域社会の歴史展開は、戦国末に成立した家と村に基盤を置く《伝統社会》が高度成長期に解体するという大きな展望（伝統社会論）で把握することができるが、その中で、明治維新という大きな政治的変動にもかかわらず、一八世紀の末から二〇世紀の初頭頃までの「長い十九世紀」の波動が存在していたように思われる。<sup>(18)</sup> 時代輪切りの歴史把握の克服をめざした合同調査は、こうした歴史的な展望をもたらしてくれたのである。

### 【註】

- (1) 報告者は、日本近世社会は、幕藩領主も家中という身分集団を形成し、地縁的な共同組織である村や町だけでなく、諸職人・商人の仲間・組合から宗教者・芸能者・勸進者の仲間、さらに非人集団までの多様な社会諸集団が公権を分有して社会内に定在し、それらが重層・複合して全体社会が形成されていたという理解に立っている。こうした理解は、一九八〇年代以降の近世身分社会・身分的周縁研究の進展の中で共有されてきた。この点は、塚田孝『近世身分社会の捉え方―山川出版社高校日本史教科書を通して―』（部落問題研究所、二〇一〇年）を参照。
- (2) 吉田伸之『地域史の方法と実践』（校倉書房、二〇一五年）、特に「Ⅲ部 現状記録論」に収載の諸論考を参照。
- (3) 黒鳥辻村については、町田哲『近世黒鳥村の地域社会構造』（和泉市史紀要第4集、一九九九年）、塚田孝監修『旧泉郡黒鳥村関係古文書調査報告書 第2集―現状記録の方法による―』（和泉市史紀要第1集、一九九七年）による。
- (4) 伏屋長左衛門と「俗邑録」については、町田哲編『泉郡万町村旧記「俗邑録」』（和泉市史紀要）第15集（二〇〇八年）、羽田真也「近世の万町

- 村と伏屋長左衛門家―『俗邑録』を題材として―（『和泉中央丘陵における村の歴史』和泉市史紀要、第一六集、二〇〇九年）を参照した。
- (5) 和泉地域の村むらでは、広く座が営まれていたが、ここでは年長者のグループが運営の中心に位置した。メンバーの人数は村によって異なり、その人数によって六人衆や十人衆などと呼ばれた。万町村では、最年長の一老から一三人目までで構成され、「順人衆」と呼んでいた。
- (6) 二〇一七年度の合同調査は、九月二〇～二二日に実施され、一〇月から後期の二回生が受講する「日本史講読Ⅲ」の授業で、座箱に入っている史料の内容検討を進めている。
- (7) 大坂については塚田孝『歴史のなかの大坂』岩波書店、二〇〇二年を参照。
- (8) 『大坂の町式目』大阪府史料第三二輯、一九九一年所収。
- (9) 天王寺垣外については、塚田孝『大坂の非人―乞食・四天王寺・転びキリシタン―』（ちくま新書、二〇一三年）参照。
- (10) 内田九州男・岡本良一編『道頓堀非人関係文書』（上・下、清文堂出版、一九七四・七六年）に収録。
- (11) 「和泉市の歴史」編さん事業の取組みについては、『和泉市史編さん事業二〇周年記念「市史だより」一〇〇選』（和泉市史紀要、第二六集、二〇一七年）を参照。
- (12) 大阪市立大学日本史学会『市大日本史』第一～二〇号、一九九八～二〇一七年。
- (13) 坂本新田の座については、町田哲『坂本新田の成立と構造』（町田著『近世和泉の地域社会構造』第3章、山川出版社、二〇〇四年）を参照。
- (14) 小田村の座については、町田哲「小田の座について」（前掲『近世和泉の地域社会構造』第2章）、塚田孝「小田町調査と小田町関係史料によせて」（塚田著『身分論から歴史学を考える』校倉書房、二〇〇〇年）を参照。
- (15) 一八七二（明治五）年のものはタイトルが「座儀儉約規定書」であり、冒頭の箇条には「当村座儀、古来方其度毎振舞夫々相動来候得共、今般御改政ニ付、無抛被発止、再度取締、悉く左ニ記」とある。「儉約」が標榜され、明治維新が意識されているが、本文に記したように、座儀の大枠は変わっていない。
- (16) 春木川村の座については、二〇〇三年度日本史講読Ⅲ（塚田孝担当）受講生有志「山間の村の生活―春木川町の合同調査」（『市大日本史』七、二〇〇四年）、塚田孝・齊藤絃子「山間の村の生活」（『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第Ⅱ部第三章、和泉市、二〇〇八年）を参照。
- (17) 春木川町の座株会は、一九七六（昭和五一）年に「座株会々則補」が決められ、貯蓄金利子の分配・地蔵講員の特別待遇・一〇年毎の会則改定に関する条文が休止されている。この段階で、共有財産に関する権利を確定することを契機として形成された座株会の実質は形骸化したと思われる。にもかかわらず、座の行事は継続していた。
- (18) こうした歴史的展望については、拙稿「鈴木良氏の近代史研究に学ぶ―地域史研究の立場から―」（『部落問題研究』二一九、二〇一六年）を参照。

〔付記〕

本稿は、二〇一七年八月一〇・一一日に中国社会科学院歴史研究所の主催で行われた第六回「中国古文书学国際研讨会」において報告するために用意した原稿（「日本の近世史料の特質と合同調査―和泉における経験から―」のタイトルを変え、部分的に補正したものである。シンポジウム当日に提示した図表や写真は、本稿ではすべて省略した。

（文学研究科）